

彩の国さいたま人づくり広域連合選挙管理委員会の保有する個人情報の
保護等に関する規程

令和5年3月30日
選挙管理委員会告示第2号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第3号）の施行については、彩の国さいたま人づくり広域連合長の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年彩の国さいたま人づくり広域連合規則第4号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（彩の国さいたま人づくり広域連合選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止）
- 2 彩の国さいたま人づくり広域連合選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成20年選挙管理委員会告示第3号）は、廃止する。